

初めに子どものいじめ相談体制についてです。

2011年滋賀県大津市の中学2年生の男子生徒が自殺したのを機に、大津市では昨年11月から試験的に「LINE」を利用した「いじめ相談窓口」を開設、当初、市内中学校3校から始まった取り組みも今年1月には市内全校に拡大しました。この事業は昨年11月1日から今年3月31日を期間とし、試験的に実施しているため、有識者や関係事業者から構成する検証会議を開催し、有効性や運用方法等について今年の7月に報告書がまとめられました。

(問1-1)ここで伺います。この大津市の「LINE相談受付事業」の報告書はご覧になりましたでしょうか。なられたならば、ご見解をお聞かせください。

次に路上喫煙禁止区域についてです。

本市では今年6月に「尼崎市たばこ対策推進条例」が制定されました。たばこのぼい捨てや、歩きたばこが多い本市にこの条例が制定されたことは非常に素晴らしいことだと思います。今回はこの条例の「路上喫煙禁止区域」について質問したいと思います。本市では今年10月1日から「路上喫煙禁止区域」が指定され、人が多く集まり、特に市民などの健康や身体、財産への被害の恐れがあると想定される区域を指定していきます。

(問1-2)ここで伺います。本市はまず初めにJR尼崎駅周辺を指定されますが、その後、他の駅周辺にはどのようなスケジュールで指定を行っていくのでしょうか。

次に公共施設の管理についてです。

本市は、高度経済成長期からバブル経済期にかけて、右肩上がりの市税収入などを背景に多くの公共施設を整備してきました。

現在では、これらの施設の老朽化が進行し、更新には、ばく大な経費が必要となることから公共施設の老朽化対策は喫緊の課題となっています。

本市は公共施設全体に対して、中長期的な視点で計画的・戦略的に保有、処分、維持、活用等を行いマネジメントしていく必要があります。全ての市有建築物を対象に、公共施設の量、質、運営コスト等の最適化を目指し、「公共施設マネジメント基本方針」を策定しました。

(問1-3) ここで伺います。この「公共施設マネジメント基本方針」の柱の一つである「効率的、効果的な運営管理」とは何を指しているのでしょうか。

(2回目登壇)

(2回目子どものいじめ相談体制について)

(資料P1)概要版1ページ 本編P32

報告書 相談回数等

延べ相談対応回数 全校実施試算167回 既存窓口56回 約3倍、

期間中新規相談者数 37人 既存窓口 8人 約5倍、相談が増えています。

有効性

- ② 談のハードルが低く、気軽に相談できる。
- ② 早い段階で相談窓口繋がっている。
- ③ LINEでも心理援助ができる可能性がある。

位置づけについて

- ① 誰にも相談できなかった子どもが相談につながるきっかけとなった。
- ② 相談者自身の問題・気持ちの整理を支援する。
- ③ 必要に応じ、適切な相談先につなげる。

結論

LINE相談は中学生にとって、相談できなかったことでも、気軽に相談できる窓口として必要なものである。

(本編)相談窓口には、いじめ以外の人間関係や勉強に関する悩みも寄せられており、「中学生にとって気軽に相談できる窓口」と考えられます。

(事例)

- ① これがきっかけで身近な人に相談できるようになった。
- ② 文章でのやりとりであるため、対応方法を箇条書きで提案できた。
- ③ スクリーンショット(いじめを受けている相手とのチャット画像)でやりとりをニュアンスも含め、正確に相談者へ伝えることが出来る。

大津市では毎年、小中学生を対象にいじめに関するアンケート調査を実施していますが、小学生と比べ、中学生は、いじめについて誰にも相談しない割合が高くなります。そこで、中学生にとって相談しやすい方法は何かということを考えてきました。同

調査では「相談するとしたらどのような窓口が相談しやすいか」とも尋ねており、中学生では、「LINE やチャットで相談できる窓口」が 39.3%と一番高い割合となっています。

子ども達のコミュニケーション手段が多様化し、電話よりもSNSが多く利用されています。

(問2-1)本市においてもスマホで気軽に相談出来るよう、心理カウンセラー等によるSNSを使った相談体制を作られてはどのようにでしょうか。

(問2-2)本市は大津市のようなSNSを使ったいじめ相談体制がありませんが、現在、いじめ相談を電話で行っていますが、中学生本人からは1年間に何件の相談がありましたか。

(資料P2)

これでは「いじめ相談」とは思いません。

受付時間17時30分まで

早急に改善をお願いしたいと思います。

昨年12月、本市、中学2年生、生徒が悩みを抱えて自死で失いました。

今後、このような事が起こらないよう、相談体制を築いてほしい。

(数校からスモールスタートでも)

(2回目路上喫煙禁止区域について)

今後、駅周辺での喫煙所を整備後、路上喫煙禁止区域を拡大されるとの事ですが、現在も駅周辺の喫煙所確保にはスペース的な問題があり進んでいません。

以前、委員会で発言させて頂きました、鉄道駅構内の喫煙専用室ですが、前は法律で出来ないことになっていましたが、今年の7月18日参議院本会議で健康増進法改正案が可決されました。

これにより鉄道事業者が喫煙専用室を設置することができるようになります。(資料P3)説明

施行期日は2020年4月です。

(問2-3) 駅周辺の路上喫煙禁止区域の拡大に向け、鉄道事業者に喫煙専用室設置の協力を求めています。

おそらく他の自治体でも鉄道事業者へ協力を求めると思われます。
鉄道事業者も全ての駅に喫煙専用室は一斉に設置は出来ないと思いますのでぜひ、一番槍でお願いしたいと思います。

そして、厚生労働省にお聞きすると、(駅構内以外)自治体が喫煙所を設置する場合、交付金が来年度予算から出るようになるのお話を聞いています。

鉄道事業者へのアプローチと並行して進めて頂き、スピーディに路上喫煙禁止区域が指定されるようお願いいたします。

(2回目公共施設の管理について)

(資料P4~P8)本市公共施設の管理の所管課を記載

施設ごと、業務ごとにバラバラに管理をされています。それぞれの所管課の職員が通常業務を行いながら、点検、メンテナンスや小さな修繕等の管理、業者との連絡等々をおこなっています。

(3カ所紹介)

10局プラス教育委員会 全部で約60の所管課

(資料P8) 学校関係

教育委員会 管理部 施設課

さらに詳しい資料が(資料P9~P10)

(資料P9)一番上が小学校

業務別 消防設備点検

2つ目、自家用電気工作物

業者名

小学校名

4グループ(変える時もある)

点検、メンテナンス、修繕等々管理など

教育委員会施設課15名で対応

管理の重要な点の一つに点検メンテナンス等の仕様書があります。

仕様書(点検の周期、点検の内容、どんな人が点検を実施するのか等々)

点検、メンテナンス水準の向上のためにも仕様書の統一が必要です。

本市に於いても仕様書の標準化を目指していますが、現在はまだ出来ていませんので、すみやかに統一すべきと思います。

約60の所管課が施設ごと、業務ごとに行っていた多くの管理業務を一元化すれば、市担当職員の負担軽減となり本来業務に専念できますし、人員削減にも繋がります。また公共施設の管理で重要な「情報の一元化」もできます。

(問2-4)現在の組織再編を行い、公共施設の管理を一元化する新たな部署を設けられてはどうでしょうか。

各局所管課、ヒアリング調査

現在の人員

時間とコスト

調査して頂き、一元化した場合と比較検証

最後になりましたが、

本市は自治体経営として「全体最適」に目を向けてもらいたいと思います。

「部分最適」その部分、部署の最適ではなく

組織、システム全体としての「生産性」や「効率性」を高めてもらいたいと思います。

とかく、自治体という組織は「部分最適」に視点がいく傾向ではないかと思います。

公共施設の管理について、ご提案しましたが、

「効率的、効果的な運営管理」を進めて頂きますようお願いをしまして、私のすべての質問を終わります。

ご清聴、ありがとうございました。